

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

目次

- 背景
- 取得された又は取得される事業の財務諸表及び関連規定
- 非連結子会社及び50パーセント以下を所有されている者の個別財務諸表
- 保証者、及び登録された又は登録過程にある保証付き証券の発行者の財務諸表
- 登録された又は登録過程にある証券を担保する証券の発行者である関係者の財務諸表
- その他の事項

声高らかに、はっきりと SECがレギュレーションS-X及び 登録者以外の特定の事業体 に関して要求される財務情報に係 るインプットを求める

ブレンダ・アルケマ(Brenda Alkema)、ダグ・ランド(Doug Rand)、リサ・ミトロビッチ(Lisa Mitrovich)及びロブ・カマーフォード(Rob Comerford)(デロイト&トウシュLLP)

SECは最近リリースを発行した。これは、登録者以外の特定事業体に対して適用されるレギュレーションS-Xにおける財務開示規定の有効性に係る公開コメントを要求するものである。当刊行物は、当委員会による開示有効性への取り組み、すなわちSEC規則並びにそれらの開示の提示及びデリバリーにおける開示規定の広範なスタッフのレビュー、に関連したコメントに関する最初の要求である。SEC議長のメアリー・ジョー・ホワイト(Mary Jo White)は、コメント要請は、「開示規定の我々のレビューにおける重要なステップ」であり、「投資者及び会社双方に便益をもたらす規則S-Xの潜在的変更を我々が評価することを支援する」であろう、と言及した。¹

財務情報の開示が要求される可能性がある登録者以外の事業体は、被取得事業、持分法適用被投資者、保証者及び保証付き証券の発行者、並びに登録証券を担保する証券の発行者である関係者(affiliate)を含む可能性がある。コメント要請は、開示規定に関する58の質問を含んでおり、これらの質問の全体的テーマは、以下のように特徴付けられる。

- 各規則の規定が、投資者にどのようにより良い情報をもたらすか、並びに投資及び投票決定を行うに当たり、当開示を投資者がどのように使用するか？
- 当規定の充足に当たり、会社が直面するチャレンジは何か？
- 当規定に対してなされるべき変更は何か？

当リリースに対するコメント期限は2015年11月30日である。

編集者注:デロイトは、作成者、投資者、及び利用者から直接、コメント要請における広範な質問に関して聴取することに関心を有している。当規則の適用方法、投資者にとって要求される開示の有用性及び規定に対して提案されている改善に対するフィードバック収集のためのメカニズムとして設計された調査²を完了することを検討願いたい。当調査は、2015年10月20日までオープンしている予定である。

¹ コメント要請を公表する、SECによる2015年9月25日付プレスリリースより引用。

² <https://deloittesurvey.deloitte.com/Community/se.ashx?s=3FC11B2622F407BC>.

背景

コメント要請は主に、以下のレギュレーション S-X 規則に対して焦点を当てている。:

- 規則 3-05「取得された又は取得される事業の財務諸表(及び関連規定)」
- 規則 3-09「非連結子会社、及び 50 パーセント以下を保有されている者の個別財務諸表」
- 規則 3-10「保証者、及び登録された又は登録過程の保証付き証券の発行者の財務諸表」
- 規則 3-16「登録された又は登録過程の証券を担保する証券の発行者である関係者の財務諸表」

編集者注: 上記レギュレーション S-X 規則に関する更なる情報については、デロイトの [SEC コメントレター—産業洞察を含む:最近のトレンドの要約](#)、の「SEC 報告」セクションを参照のこと。

取得された又は取得される事業の財務諸表及び関連規定

レギュレーション S-X では、SEC 登録者は、重要な事業取得を完了する場合、当登録者は被取得事業の 3 年間の取得前の監査済み年次財務諸表及び非監査期中財務諸表を登録することを要求される可能性がある。要求される場合、取得された事業の財務諸表は典型的には、プロ・フォーマ財務諸表と共に様式 8-K が登録される³。追加的規定が、可能性のある取得並びに特定の登録報告書及びプロキシ・ステイトメント(proxy statement)に関して考慮されなければならない。

事業取得に関する開示は、現在及び将来の投資者が、登録者の財政状態、事業結果、流動性及び将来予想に対する取得の将来の影響を評価することを可能にする。SEC は、重要な事業取得に関する情報の投資者による使用方法、及び強化予定のプロ・フォーマ情報は、投資者にとってより有用となりうるか否か、に関するインプットを求めている。例えば、SEC は、比較プロ・フォーマ損益計算書、又は追加的開示は、プロ・フォーマ財務情報の有用性を改善するか否かを検討している。当委員会はまた、事業取得の重要性判定のため実施される利益、投資及び資産テストに関するフィードバックを要求している⁴。現在、これらのテストは、明確な比率閾値⁵を用いており、登録者が、関連事実及び状況の評価に当たり、判断をすることを容認していない。さらに SEC は、レギュレーション S-X、11 項における事業の定義は、ASC805⁶等の会計基準におけるそれと整合させるべきであるか否かを質問している。

非連結子会社及び 50 パーセント以下を所有されている者の個別財務諸表

投資者が、登録者の重要な活動に関する関連財務情報を受領することを確証するため、レギュレーション S-X は、重要な持分法適用被投資者を有する登録者に、SEC ファイリングにおいて当該被投資者に関する財務情報の提供を要求している。登録者が表示しなければならない情報量は、被投資者の重要性に依存し、その重要性は、適用される重要子会社テストを実施することにより決定される⁷。

³ プロ・フォーマ財務情報に関する様式、内容及び規定は、レギュレーション S-X11 項「プロ・フォーマ財務情報」で概説されている。

⁴ 事業取得の重要性の測定は、レギュレーション S-X 規則 1-02(w)「重要な子会社」で定義される一連のテストの対象とされる。

⁵ レギュレーション S-X 規則 3-05(b)(2)「表示される期間」は、利益、投資又は資産テストにおいて、重要性が 20 パーセント、40 パーセント、又は 50 パーセントを超える場合には、それぞれ、1 年間、2 年間、又は 3 年間の監査済みの取得前財務諸表をファイルすることを要求している。

⁶ FASB Accounting Standards Codification Topic 805, Business Combinations.

⁷ 規則 3-09 は、個々の持分法投資の個別監査済み財務諸表を、当該投資が、投資テスト又は利益テストのいずれかを基礎として 20 パーセント超の重要性がある場合には、提供することを要求している。レギュレーション S-X 規則 4-08(g)「非連結子会社及び 50 パーセント以下を所有されている者の要約財務情報」は、個々の持分法投資又は集約投資グループが、投資テスト、利益テスト、又は資産テストのいずれかを基礎とした 10 パーセント超の重要性がある場合、要約(summarized)財務情報を提供することを要求している。

重要性テストの結果により、登録者は、(1)重要性ある持分法適用被投資者のそれぞれについて、個別監査済み及び非監査年次財務諸表、又は(2)全ての被投資者に関する、集約ベースでの要約財務情報⁸を提供することが要求される可能性がある。異なる規定が、登録者の期中財務諸表⁹に関しても検討されなければならない。

SEC は、重要な持分法適用被投資者に関して提供される財務情報は、特定の制約（例えば、当該情報が、登録者により使用されるそれとは異なる会計基準、財務年度末、又は報告通貨により作成される場合）を有することを認識している。加えて、当委員会は、重要性テストの適切性に関するフィードバックを求めている。これには、重要性を評価している登録者は、現在の明確な閾値よりも、かなりの判断の使用を容認されるべきであるか否か、が含まれる。

保証者、及び登録された又は登録過程にある保証付き証券の発行者の財務諸表

保証されている登録証券の発行者及び登録証券の保証者は、各子会社発行者又は保証者に関する個別の年次及び期中財務諸表を提供しなければならない。しかしながら、特定条件を充足する登録者は、完全な財務諸表の代わりに、以下の代替的開示のいずれかを提供する可能性がある。：

- 注記における要約 (condensed) 連結財務情報¹⁰。
- 注記における子会社発行者又は保証者に関する文章による開示。

コメント要請は、中でも、要約連結財務情報及び文章による開示の有用性、並びに当該開示は、改善されるか、に対するインプットを求めている。加えて SEC は、規則 3-10 の規定は、保証者構造に影響を与えるか否か、及び登録者が、代替的開示を表示するために充足しなければならない条件は修正されるべきか否か、に関するフィードバックを要求している。

登録された又は登録過程にある証券を担保する証券の発行者である関係者の財務諸表

登録者は、登録された又は登録過程にある全ての種類の証券に関して「担保の重要な一部」¹¹を構成する証券の発行者である関係者の個別財務諸表を含めることが要求されている。これらの開示は、デフォルト発生時に、関係者がそのコミットメントを充足する能力を、投資者が評価することを支援することが意図されている。しかしながら実務的には、規則 3-16 は、あまり適用される可能性がない。これは、担保契約における条項は、提供される担保の金額を制限する可能性があるためである。SEC は、当規則の規定が、担保契約の構造に影響を与えるか否か、及び投資者に対する有用な情報の開示を促進する規則の改善方法に関して、フィードバックを要求している。

⁸ Regulation S-X, Rule 1-02(bb)

⁹ Regulation S-X, Rule 10-01(b)(1)は、年次期間に関して個別財務諸表が要求される個々の持分法投資について、四半期報告書において、要約財務情報を登録者が提供することを要求している。

¹⁰ 要約連結財務情報は、表形式で表示され、かつ該当あれば、次の項目を含める可能性がある。すなわち、(1)親会社、(2)証券の子会社発行者、(3)子会社保証者、(4)非保証者子会社、及び(5)連結調整、である。財務情報の表示に使用される会計処理の基礎は、連結ではなく持分法により会計処理されている子会社に対する投資を除き、登録者と同一である。

¹¹ 規則3-16(b)は、「ある者の証券は、は登録者により引き継がれている当該証券の集約元本金額、額面価額、若しくは帳簿価額、又は当該証券の市場価額のうち、最大のものが、保証された証券種類の元本金額の20パーセント以上である場合に、担保の重要な部分を構成するとみなされるべきである」(強調追加)と述べている。

その他の事項

SEC は、全ての利害関係者が、登録者以外の事業体の財務情報に関連する事項、例えば、重要な不動産事業¹²に関する財務諸表、及び投資者は、XBRL フォーマットにおいて当該情報の保有から便益を受けるか否か、に関しても、フィードバックを提供することを推奨している。SEC はまた、レビューを検討すべきその他の規則及びフォーム、技術が、有用情報の開示促進に使用されうる方法、及びその情報使用をより容易ならしめるための開示の提示に対する代替的アプローチ等、広範なトピックに対するインプットを要求している。加えて、登録者以外の事業体の財務情報に関して、SEC は、小規模報告会社、新興成長会社、外国民間証券発行者（訳者注、外国登録企業）、及び投資会社に係る開示規定もまた、強化又は変更されるべきか否かに対するインプットも求めている。

¹² レギュレーション S-X 規則 3-14「取得される不動産事業に関する具体的インストラクション」による。

登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください(www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務に関する財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.